

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙
鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙長及びその職務代理者
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票用紙の様式等
鳥取海区漁業調整委員会の選挙における選挙会の場所及び日時
- ◇選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙立会人の数が十人をこえた場合のくじを行なう場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定

に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙を、昭和三十五年八月九日に執行する。

なお、選挙すべき委員の数は七人である。

昭和三十五年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和三十五年八月九日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和三十五年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住所 氏名

選挙長 鳥取市賀露町一、四八四番地 蔵

網師 銀

選挙長 東伯郡赤碓町大字赤碓二〇八番地 雄

職務代理者 岩崎 秀

二 選挙長の執務場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十五年八月九日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十五年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙の様式

折目

○ ちゆうい
注 意
一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

折目

候補者の氏名
しょうめい (名)

折目

鳥取海区漁業調整委員会
委員選挙投票

市(町)(村)
選挙
管理
印

備考 用紙は折合わせとする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十五年八月九日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十五年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一場所 鳥取市東町一丁目

鳥取県選挙管理委員会事務局

二日 時 昭和三十五年八月十二日 午後一時

鳥取県海区漁業調整委員会
委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

昭和三十五年八月九日執行の鳥取海区漁業調整委員会

の委員の選挙の選挙立会人の届出が十人をこえた場合における選挙立会人のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十五年七月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

網 師 銀 蔵

一場所 鳥取市東町一丁目

鳥取県選挙管理委員会事務局

二日 時 昭和三十五年八月七日 午後一時